



令和 5 年 9 月 19 日

港 湾 局

**「港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」を閣議決定**

昨年 11 月に公布された「港湾法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）」のうち、サイバーポート関連の施行期日を定める政令が、本日、閣議決定されました。

**1. 背景**

昨年 11 月に公布された改正法によって、港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化のため、国が設置し、及び管理する電子情報処理組織として、サイバーポート（港湾物流）、サイバーポート（港湾インフラ分野）の追加が行われました。今般、改正法の一部（当該電子情報処理組織の追加）の施行期日を定めるための政令を制定します。

**2. 政令の概要**

改正法附則第 1 条第 2 号の規定に掲げる規定の施行期日を令和 5 年 10 月 1 日とします。

**3. 今後のスケジュール**

公布：令和 5 年 9 月 22 日（金）

施行：令和 5 年 10 月 1 日（日）

**【問い合わせ先】**

国土交通省港湾局サイバーポート推進室 長津、小木

代表：03-5253-8111（内線 46642、46838） 直通：03-5352-8660